

令和2年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会

1 日時 令和3年2月8日（月）15時10分から16時40分まで

2 開催場所 吉田山会館 2階 第206会議室

3 出席者

(1) 委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、岡良浩委員、小菅まみ委員、新谷琴江委員、松尾奈緒子委員、南出和美委員

(2) 三重県

(農林水産部) 次長（農業基盤整備・獣害担当）、ほか

(県土整備部) 次長（道路整備担当）、ほか

次長（流域整備担当）、ほか

次長（都市政策担当）、ほか

(企業庁) 水道事業課長、ほか

(事務局) 公共事業総合推進本部事務局長（県土整備副部長）

県政整備部 公共事業運営課長、ほか

4 議事内容

(司会)

皆様お待たせいたしました。

定刻より若干早いですが、皆様おそろいですので、ただ今から、令和2年度第5回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本日の司会を務めます、三重県公共事業総合推進本部事務局・県土整備部公共事業運営課長の結城と申します。

どうぞよろしく申し上げます。

本委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスクの着用等、感染防止対策をお願いしております。

また、マイクについては、数に限りがありますので、マイク使用後に、お手元にある除菌シートで拭き取りを行っていただき、他の方に渡していただきますようお願いいたします。

本委員会につきましては、原則公開で運営することとなっております。

委員長、本日の委員会は、傍聴を許可してよろしいでしょうか？

(委員長)

委員の皆さんよろしいでしょうか？本日の審議は、公開で行うということで傍聴を許可してもよろしいでしょうか？

はい、ご了承いただいたようですので、それでは傍聴を許可いたします。

(司会)

傍聴の方が、お見えでしたら入室をお願いします。

本日の委員会につきましては、10名の委員中7名の委員にご出席いただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき本委員会が成立していることを報告いたします。

それでは議事次第2番以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長よろしくをお願いします。

(委員長)

それでは、ただ今から議事次第2 令和2年度公共事業評価結果における事業方針の報告を行います。

なお、本日の委員会の終了時刻は概ね17時を予定しております。説明につきましては、簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

では、議事次第2につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

事務局の公共事業運営課 喜多です。よろしくお願いします。

赤いインデックスの4にあります「資料4」の「令和2年度公共事業評価結果における事業方針書」について、報告いたします。

青いインデックスで「再評価結果」のついている1ページをご覧ください。

三重県が実施している公共事業の継続の適否について、本年度は、表-1のとおり14事業について評価を行い、三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を受けたところ、14事業すべてにおいて「事業継続を了承する」との答申をいただきました。また、あわせて、10事業について付帯意見をいただきました。

この答申を踏まえ県の対応方針を決定し、「公共事業評価結果における事業方針書」としてとりまとめました。

次に、青いインデックスで「事後評価結果」のついている12ページをご覧ください。

三重県が実施した公共事業の効果について、本年度は、表-2のとおり2事業について評価を行い、三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を受けたところ、2事業すべてにおいて「評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

この答申を踏まえ県の対応方針を決定し、「公共事業評価結果における事業方針書」としてとりまとめました。

対応方針については、これから事業毎に報告を行います。

まず「農林水産部事業評価結果における今後の対応方針」として、「経営体育成基盤整備事業」の事後評価について、今後の対応方針を報告し、その後、ご質問などをいただきます。

その後、引き続いて「県土整備部事業評価結果における今後の対応方針」として、「下水道事業」の再評価、「道路事業」の再評価と事後評価、「広域河川改修事業」の再評価、

続きまして、「企業庁事業評価結果における今後の対応方針」として、「水道施設整備事業」の再評価を、同様に進めます。

各事業の説明時間については、5分程度、質疑応答については、10分程度を予定しております。本日、報告する事業方針についての説明は、以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

今、全体の説明ということでお話をお聞きしました。ここまでのところで委員の皆さん何かご意見など、ご質問とかよろしいでしょうか？

はい、特に無いようですので、では、進めてまいりたいと思います。

では、最初に経営体育成基盤整備事業の事後評価についての対応方針の説明を受けることにします。

では、説明をお願いします。

【農林水産部】

【経営体育成基盤整備事業 事後評価】

(農業基盤整備・獣害担当次長)

お世話になります。農林水産部次長の藤本でございます。

よろしく申し上げます。それでは、着座で説明させていただきます。

経営体育成基盤整備事業の対応方針について申し上げます

資料 14 ページをご覧ください。

事後評価対象事業でございますが、経営体育成基盤整備事業 501 番、有田でございます。

委員会からの意見でございますが、令和 2 年 11 月 17 日に開催された本委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

本事業の背景ですが、この事業は、老朽化が著しい農業用水路のパイプライン化及び農道の拡幅を行い、水管理労力の軽減並びに営農経費の節減を図ることを目的としています。

本地区の農業用水路は築造から 45 年以上が経過し、老朽化による漏水の発生など維持管理に多大な時間と費用を要していたことから、国営宮川用水第二期事業に合わせて、既設開水路のパイプライン化及び農道の拡幅を行い、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を図りました。

対応方針でございますが、まず、事業の課題でございますが、近年、農業就業人口は減少傾向にあるとともに、65 歳以上の占める割合が増加しています。今後、離農者の増加、農家の高齢化の更なる進行や後継者不足が懸念されることから、農業者における労働の効率化を図るなど、農業生産性を向上させる取組が必要です。

また、農家数が減少し、土地持ち非農家が増加するなど、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっていることから、持続可能な地域農業を構築することが必要です。

こういった課題についての解決方針でございますが、老朽化した開水路のパイプライン化を推進し、農業者の大きな負担となっている水管理や維持管理労力の軽減を図ることで、農業経営の規模拡大や生産性の向上が期待できるものです。

また、地域の農業の将来の姿を共有し、取組を議論する場を設け、地域の意向に基づいた整備を進めるとともに、農業用施設等の維持管理を農家のみならず、非農家を含めた地域の共同活動とするため、農地や農業用施設、農村環境の保全向上を図る「多面的機能支払制度」の積極的な活用など、地域農業の維持・発展に取り組んでまいります。

説明については、以上でございます。

【経営体育成基盤整備事業 質疑応答】

(委員長)

はい。ありがとうございます。今、取り組みを聞きましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。

事業の今後の対応方針ということでお聞きしましたけれどもただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとう。

解決課題のように、農家を含めた地域の共同の活動とするためという、この辺りは大変重要だと思うんですけども。

この地区を含めてですね、具体的にどういう方策を今後考えたかをお伺いしたい。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

農村地域では、冒頭で説明させていただいたように、農業従事者そのものが高齢化、あるいは後継者不足により、今後の農業の維持発展や農地農業用水等の保全管理に対して非常に、懸念される状況でございます。

このような中、地域の皆さんが、地域農業の将来を見通し、話し合いによる合意形成を初めとして様々な活動に取り組んでいくことが重要であると考えています。

県では、この地域農業の維持発展に向けて、集落等が主体になって土地利用調整を行う、担い手が集落営農組織等に、農地の集積を図る、こういった取り組みを進めているところでございます。

こうした取り組みを通じて、地域の合意形成を、人農地プランとして取りまとめて、農地利用のあり方を明らかにしているところでございます。

今後は、これに加えて、地域で、農業者だけではなく、例えば、非農家の方、或いは地域以外の方、こういった方々を交えながら地域全体で維持していく、地域政策といいますか、そういった取り組み、これ「多面的機能支払制度」といいますが、こういったものを活用しながら、地域全体で農地を守り、地域のコミュニティーで、そういったものを守って、取り組みしていくということで、ございます。

(委員)

ありがとうございます。

多分、地域を守っていく上では、高齢化してくる社会の中で、そこをどういうふういきりもりしていくか、大変重要だと思います。ぜひ県サイドの方から、行動して守っていただきたいなと思って、1点ですね、今後の国の政策として、スマート農業というのは、もう大々的に動き出してるんですけど、スマート農業をどうとり入れるかとか、或いは地域の人とどういうふう連携しながら、IoT、ICTを行動に移していくかということが、大きな課題になると思うんですけど。

ここの地区だけじゃないと思う。

ここはいわゆる、うまく基盤整備ができて、後継者が続いているっていうモデル的な地区だと思うんですけど、そこを今後そういう、次の世代や次の時代に繋がるように、ぜひとも県の方で、ここをモデルにして、いろんな地域全体、県内全体をうまく見通していただきたい。

あとここは、どちらかといえば平地ですよ、特に中山間地域ってのは、もっと大きな問題があるところがいっぱいあるかと思うので、そういうところにも十分目を向けて、県の、農業が無いと、なかなか、地域を守っていく上でも大変になると思うので、そのあたり、ぜひ、政策をうまくまわしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

はい。そのあたりのご意見もまた、それも踏まえて欲しいというところですが。

委員の皆さんその他はよろしいでしょうか。

1点申しますと、これ説明をお聞きしたときも、審査の時も、私確かいろいろ言ってますので、もうあまり繰り返すのも恐縮ですけども、やっぱり地域、地域農業と地域と言った場合に、よく使う言い方なんでしょうけど、地域ってのはある一定の地理的範囲なんでしょうけれども、ただ、さっきのお話ですでに出てきたように、もう実は、昔のような様な、等質的な農村ではなくて、もうかなりバラバラですよ。

だから大きく見ればもう脱農家が進んでいて、農業やめるっていうそういう流れになってんだけどそれではまずいと、やっぱり一部の人でも頑張ってくれてくれるっていうのはそれは当然あると思います。

ただ、そうなってくると、この地域の意向に基づいてとか、地域の共同活動とするためという文章はあるんですけども、なかなか実際は難しいんじゃないかと。

だから結局、いわゆる土地持ち非農家と呼ばれる人々が増えてきて、もうもはやその土地から、土地にはあまり拘らないみたいな、そういう意見はあるにしても、だから、なんていうかいろんな人々が、一応そこに住んでるんだけど、実は中身は結構こうバラバラという悪いんですけど、いろんな多様性があるというどうもそういうふうな方向に進んでいくんだろうと思えるわけです。

私はそう思ってます。

現実にそうだと思うんですけど、だから、なかなか実際難しいんじゃないかと思うんですが、非農家の人が本気で本当に何を考えてるんだろうとか、やっぱりそのあたりも、いろいろ話を集めながらやっぱりその全体で見てどうかっていうのは改めてお考えいただきたいと思いました。

ごく当たり前のことを言ってるようなものですけども。

そのあたりをちょっと要望といいますか、それは言っておきたいと思います。

ちなみにですけども、最後の文章で「多面的機能支払制度」という言葉がありますが、これは制度としてあるんですか。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

国の事業において、直接支払制度があり、その一つに多面的の支払い制度があるということでございます。

(委員長)

山地の方だけじゃなくて平地でも、この農村地帯でも、それはもう適用されてるっていうのは、すでに制度として動いているわけですか。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

はい。ちょっと数字まで、覚えていないのですが、三重県内で7百数十地区、2万数千haの面積を、カバーするぐらいやっているとございまして、中山間地域におきましては、これとは別に、中山間地域支払制度がございまして。

それも、やっているというそういう状況です。

(委員長)

はい。わかりました。

委員の皆さんその他、はい。

(委員)

たまたまちょっと自分ごとですね、学長の依頼で農業委員を私やっておりますですね、ですから、今おっしゃった人が人農地プランの実質化みたいのところとかですね、農業推進員の方と、地元で今活動してるんですけれども、今おっしゃったこの共同活動をやらなきゃいけないとかですね、いわゆる耕作放棄地をどうやって改善していくかっていうことはですね、実際わかっているんですが、ちょっとお聞きしたいのは、今回のお話が、一応これはパイプラインの話ですよ、水の話ですよ。

各地域ですね、ここを頑張ってやりたいというようなニーズがあると思うんですけども、一方でパイプラインっていうのは線的な施設と私は思っております。

ここはやるけど、ここはやらないって言った時に、この用水路はどうするんだっていうと、ちょっとこれは、それぞれのニーズだけでは済まないところがあると思うんですね、その辺りのこの線的な施設を、これ道路もそうだと思うんですけどもね、これまでもそうだったかもしれませんが、こういった人農地プランが実質化されていく過程で、県さんとしては、こういう道路とか用水路みたいな線的な施設をどういう方針で、変えていこうと考えているのか。

ここに農道を拡幅するとか、パイプラインは維持すると書いてあるんですけども、全部維持できるのかと、農道を全部拡幅できるかっていうとそうでもないような気がしますので、おそらく今後、取捨選択をですねしていかなくちゃいけないんじゃないかという気がするんですね。

その時にどんな判断基準を持ってらっしゃるかっていうのを少し、もしお答えいただけるのであれば、教えていただければと思うんですけども。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

すいません。

お答えになるかどうかかわからないのですが、特に判断基準といいますか、パイプラインなどの線の施設では、やはり虫食い状態では、なかなか施工もできないというようなことで、先ほどから申し上げていますように、地域の合意形成が、非常に大事で、その人農地プランの取りまとめや、農地利用の在り方といったことを、しっかり事業計画の段階から、県が関わりあいを持って、入って、事業化していくということです。一朝一夕にできるようなものではなく、時間をかけて、しっかり対応していくということとございまして。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか。では特にないようですので、農林水産部の取組はここまでとします。次に県土整備部の対応方針の説明をうけることとしますので、説明者の入れ替えをお願いします。

(説明者入替)

(委員長)

それでは引き続き下水道事業に移りたいと思います。下水道事業の再評価について、今後の対応方針などについて、その説明を受けることにします。

【県土整備部】

【下水道事業 再評価】

(都市政策担当次長)

私、県土整備部で都市政策担当の次長を務めております向井と申します。

どうぞよろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

私の方からは、下水道事業の対応方針についてということで、資料7ページをご覧ください。

1番 再評価審査対象事業でございます。

下水道事業の11番 中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区）、12番 中勢沿岸流域下水道事業（松阪処理区）、13番 宮川流域下水道事業（宮川処理区）の3本の事業について再評価の審査を受けました。

2番 委員会からの意見でございます。

令和2年10月2日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、11番、12番、13番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

あわせて、11番、12番、13番については「今後、市町と連携を図りながら、社会情勢の変化も踏まえて長期的な視点から事業計画について検討されたい。」との意見をいただきました。

3番 事業の背景でございます。

下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を適切に処理する施設で、伊勢湾などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。

流域下水道事業とは、県が幹線管渠及び処理場を整備し、関連する市町が管渠を整備することで、事業効果が発揮されるものです。

11番 中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区）は、対象区域である津市の汚水を、12番 中勢沿岸流域下水道事業（松阪処理区）は、対象区域である津市、松阪市、多気町の汚水を、13番 宮川流域下水道事業（宮川処理区）は、対象区域である伊勢市、明和町、玉城町の汚水を、一体的に処理する流域下水道事業として整備を進めています。

4番 再評価対象事業の対応方針でございます。

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、関連市町が実施する事業の進捗に合わせ、事業効果が引き続き発揮されるよう、継続して事業を実施していきます。

8ページをご覧ください。

5番 事業への対応方針でございます。

5-1 事業の課題は、今後の整備にあたり、引き続き、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえて、長期的な視点から事業計画を見直しながら、効果的に事業を進める必要があります。

5-2 課題の解決方針は、今後想定される、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、市町と十分に連携を図りながら、長期的な視点から事業計画を定期的に見直し、効果的な事業推進に取り組んでまいります。

私からの説明は、以上でございます。

【下水道事業 質疑応答】

(委員長)

はい、ありがとうございます。

ただいま下水道事業につきまして、その事業の今後の対応方針等をお聞きしました。

今の説明につきまして、委員の皆さんの方からご意見ご質問等お願いします。

(委員)

ありがとうございます。

最後の解決方針のところに、事業、長期的な視点から事業計画を定期的に見直しという、具体的にはどうということをお考えですか。

(都市政策担当次長)

下水道事業は、流総計画(流域別下水道整備総合計画)というのがございまして、これに基づいて事業を進めており、これは大体10年に1回見直しをしています。

それとは別に、事業認可ということで、都市計画事業でありますので、大体5年から7年に1度、今後の事業計画の見直しをやっています。その際、ずっとこれまでも定期的に、5年から7年の間で計画を立てて、きちっと人口減少などの社会情勢も踏まえており、また、市町と十分に連携を図りながらというのは、関連市町さんの方から人がかなり減っていくところを下水道でやるか、或いは浄化槽でやるのかというところを、市町から意見を聞きながら、その事業計画の変更ごとにきちっと見直して取り組んで参りたいと思っております。

(委員)

多分、国の施策が、こういう長期的なスパンでっていうのがあるので、変えるのは難しいでしょうけど、これ見ると、令和25年とか令和40年とか、まだ20年も30年も先まで、同じ計画の枠組みの中で動くわけですよ。

そこで見直しされているから当然できるんだと思うんですけど、多分、これからの時代、高齢化が、さっきの話もそうなんですけど、どんどん進んでくる中で、ものすごい勢いで変わってくると思うんですけど、そういうのを即座に反応できるような施策っていうのが、何か県の中でできたらいいなと思うんですけど、なかなかそこは難しいですよ。

(都市政策担当次長)

国の方も、三重県だけではなく、全国的に人口減少で、下水道でやるのか、浄化槽でやるのか、もう以前は事業計画をどんどん進めたんですけど、今はやっぱり見直しもあって、国の方からもそういう見直しの指導はいろいろと受けています。

三重県は大体下水道の整備が、完成目標の大体3分の2をちょっと超えたぐらい7割弱なんです。

あと残りの3分の1を進めるにあたって、本当に今後人が住むのか、或いは管路を延長させるのに、コストがかかるが、どうするのかっていうことを、しっかり検証しながら進めていく必要があると思うんです。

三重県はちょっとまだ下水道が、全国的に遅れているため、まだ伸ばしていくことは、今のところは大丈夫ですが、これからどんどん伸ばしていき、8割超えて9割とかなってくると、そういうことをもっと細かく検証しながら進めていく必要があると、私も思っています。これからそういうところの課題が、慎重に取り組むところになるかなと感じています。

(委員)

下水事業自体、私は大変必要なものだと思うんですけど、やっぱり適材適所っていうのがあると思うので、そのあたりちょっと前は、日本の国、どんどんどんどん右肩上がりで動いていた時代、人口も増えてきてっていうような時代が、ちょっとこう、落ちてきているような時代になっているんで、それを見越して、適材適所の判断っていうのをさせていただいて、県民の皆さんが納得できるような、施策をしていただいたらなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

(都市政策担当次長)

ありがとうございました。

(委員長)

はい。

その辺りもまたよろしくお願ひしたいということですが、その他はいかがでしょうか。

(委員)

下水道事業はどこまで進んでいるかって、ホームページ等で見ることはできるんですか。

(都市政策担当次長)

毎年こういう「みえの下水道」っていうのものを、パンフレットでは印刷しないんですけど、ホームページで情報提供してまして、更新もしています。

今、各処理区でどれだけの整備が進んでいる、管路はどれだけ進んでいる、処理場は何%が終わっているっていうような資料とかも含めて公開していますので、「みえの下水道」というところを見ていただければと思います。

(委員)

それって、どっから入っていったらいいんですかね。

(下水道事業課)

パソコンで検索したら、出てきます。

(委員)

そうじゃなくてですね、一般の人が、下水道のこと知りたいなと思ったら、なんか市の下水も全部そうなんですけど、何かあるようでない、どこを見たらいいのかよくわからないんですよね。

なにかやっているのはわかるんですけど、ここやりましたの一覧表が出てきたりとか、地図が出てきても、ものすごく見にくいんですよ。

家まで、きてるのかどうかもわからない。

そのあたりを、もうちょっと見やすくすれば、県民の皆さんからも、下水ここまでやってきているんだなっていうのもわかるかなあと。個人的な話です、すみません。

(都市政策担当次長)

県庁のホームページは、部局別、組織別になっており、そこで下水道事業課っていうところから入って検索するというのが、一般的な見方かと思いますので、ちょっとまたその辺は、例えば三重県の下水道とかそういった検索で、何でも分かりやすいようなことをまた考えていきたい。

(委員)

そういうところは、皆さんよくわかってるんですけど、下水道って下潜ってて、何やってるのか誰も理解されていない。すごくもったいないなと思うんですね。

それによって皆さんが、生活、便利になってますよっていうことをアピールできる。

そういう面でも何かもうちょっと見やすくしていただくと、県民の皆さんに理解していただけるかなと思った次第です。

(都市政策担当次長)

はい。ありがとうございます。

対応できるようにいろいろ考えていきたいと思います。

(委員長)

はい。いわゆる広報関係ですかね、その辺りも、お考えいただきたいということですけども、私の感覚ですと、一般市民的には、県庁がやってるというよりも市役所がやってるという思いの方が強いと思います。

だから、市役所に聞いてみようとか、県に聞くかというよりも、市役所に聞いてみようという人の方が多んじゃないかと思います。

だから、ただそれはやっぱり、知られていないというか、だから、なんかせっかくだからやっぱり県は、こういう仕事やってます、市や町はこういうことやってますって、一緒にやってるわけですから、何かその辺りも、両方からわかるように、してもらえればいいんじゃないかなと思います。

(都市政策担当次長)

処理場の方が、いろいろと下水道の仕組みとかがよくわかりますので、指定管理者で三重県下水道公社に委託をしてるんですけども、そこと一緒になって、今年度はイベントをなかなか開きにくかったんですけど、そういうイベントをやってみたり、出前授業に行ったりなど、子供たちに来ていただくと、なるほどって喜んで帰っていただければいいんですけど、その来ていただくような仕組みを作っていくところが、課題かなと考えておりますので、またいろいろな方法を検討していきたいと思います。

(委員長)

はい、ご検討お願いします。その他は、委員の皆さんよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

では特にないようでしたら、下水道事業につきましてはここまでということにいたしまして、次に道路事業の再評価と事後評価について、対応方針の説明をお聞きしたいと思います。

【道路事業 再評価】

(道路整備担当次長)

県土整備部道路整備担当次長の関でございます。どうかよろしくお願いたします。

座らせていただきます。

それでは道路事業の再評価及び事後評価についてご説明させていただきます。

お手元資料3ページをご覧ください。

再評価審査対象事業6件につきまして、ご審査をいただきました。

国道421号 大安ICアクセス、国道368号 下太郎生、一志出家線 中川原橋、二本木御衣田線、国道368号 仁柿峠バイパス、国道167号 磯部バイパスでございます。

委員会からのご意見でございますが、令和2年10月2日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番、6番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「今後、道路事業においては事業変更や事業費増額の経緯や理由を詳細に説明するとともに、各事業の経験を他の事業費算定に活かすように取り組まれたい。」との意見をいただきました。

令和2年10月13日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、5番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「今後、事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。」との意見をいただきました。

令和2年11月17日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番、3番、4番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「地域の要望を踏まえ、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。」との意見をいただきました。

道路事業の背景でございます。

新名神高速道路や東海環状自動車道、近畿自動車道紀勢線の高規格幹線道路や直轄国道の整備が進んでいく中で、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や自然災害時の避難に資する緊急輸送道路等の整備を推進する必要があり、バイパス等の抜本的な整備に加え、地域からのニーズにきめ細やかに応えるため、待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた整備を進めているところでございます。

また、交通円滑化を図る渋滞対策、安全・安心・快適な道路空間の整備、橋梁の老朽化対策など、計画的に整備を進めております。

4 対応方針でございます。

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施してまいります。

5 事業への対応方針、5-1事業の課題といたしまして、

1番、6番については、今後、事業変更や事業費増額の経緯や理由を詳細に説明するとともに、各事

業の経験を他の事業費算定に活かすことが必要であるというふうに考えております。

5 番については、事業の早期完了に向けて、効率的に工事を進める必要があるというふうに考えております。

2 番、3 番、4 番については、事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的執行を図る必要があると考えております。

次に課題の解決方針でございます。

1 番、6 番につきましては、全体事業計画の内容について、主たる施設等の廃止や新設を伴う変更、又は事業費が大幅に増額する場合は、計画時に予見できなかった理由や経緯について、時系列に整理し詳細で丁寧な説明に努めてまいります。

また、今後の事業費算定にあたりましては、当該事業や同種事業の経験を適切に反映し、費用（コスト）の精度を高めていくように努めてまいります。

5 番につきましては、工事用道路を有効に活用するなど、工事を効率的に進めることで事業の円滑な進捗が図れるよう努めてまいります。

2 番、3 番、4 番につきましては、地域の課題や道路整備効果を国への確に伝えるなど、計画的な事業執行が図れるよう予算確保に努めてまいります。

再評価は以上でございます。続いて事後評価のご説明をさせていただきます。

資料 16 ページをお開きください。

【道路事業 事後評価】

(道路整備担当次長)

事後評価審査対象事業 502 番 国道 260 号 木谷拡幅でございます。

2 委員会からのご意見でございます。

令和 2 年 11 月 17 日に開催された第 4 回委員会において審査いただいた結果、502 番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 道路事業の背景でございます。

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤でございます。

国道 260 号木谷拡幅では、安全で円滑な交通の確保や第 3 次緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成 27 年度に完了しています。

4 事業への対応方針、4-1 事業の課題でございます。

アンケート調査結果により、多くの回答者から対向車とのすれ違いの際の危険がなくなったことや快適な走行が可能となったことなど、好評をいただいた一方で、草木の伐採などの要望に関する意見をいただきました。

4-2 課題の解決方針

定期的な道路巡視等により、引き続き道路利用者が安全安心に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上が再評価6件と事後評価1件のご説明でございます。

よろしくお願い申し上げます。

【道路事業 質疑応答】

(委員長)

はい、ありがとうございます。

道路事業につきまして、今後の対応方針などを、今お聞きしましたが、今の説明につきまして、委員の皆さんからご意見ご質問をお願いしたいと思います。

(委員)

どうもありがとうございます。

とりわけ1番、6番についての、対応方針として、お書きいただいておりますので基本的にはそうだと思うのですが、我々こういう事業評価をしている立場からすると、道路って、当初予算ではできないのだなど。

予算通りできているのは、ほとんどないという実感を我々持っているのですよ。

それはもう理由があったり、掘削してみたらちょっと弱かったりとかですね、そういうことは当然あるのだと思うのですが、県民の立場に立ってみると、やっぱり何億かって言われたらその倍ぐらいかかるのかなと思っていただ方がいづらかな、県民の立場からみるとね、私それはそういう立場から言うと、というふうになるわけです。

ですから、ぜひ、中間評価をして、当初予算と、完了の実施額、これ時系列あるのでそう簡単ではないのかもしれませんが、どれぐらい違うのかっていうのを平均的に出してですね、それで、非常に乱暴に言えば、経緯もいろいろあるから、そんな単純なものではないのだけでも、それを一つの目安として、事業計画を立案していくと、おそらく例えば平均10億円なのだけでもこれまでの平均で言えば15億円かかるよねというようなですね、そういう、見込みつきの事業計画を作っていけば、より県民の方が、それでも大丈夫だというふうに納得されると思いますので、後から後から金がかかってくるのは、やっぱり県民の感情としてはあまりよろしくない、理由を聞けば我々は納得するのですが、

でもやっぱりやってみないとわかんないから今までは、10億円でできると言っていたのだけれども、ある日以降、事情が変わって15億になりましたとってなっちゃうと、それはちょっと説明としては、大体そうになっていることが多いものですから、今までの経験からこれだけじゃなくてね、それは少し組み込んでいただくような、今後ですね、事業計画の中に組み込んでいただくように、ぜひともお願いしたいなと思っています。

道路は、重要なものでもありますしね、関心の高いものでもありますので、ぜひそういったことも含めて、事業費算定の参考にしていただければ、この事業評価の成果として、そういうことを反映しなければというふうに思います。以上です。

(道路整備担当次長)

どうもありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。

実は、こういうこともありましたので、最後の審査いただいた後に、最近、終わっている事業で、あんまり昔に終わっている事業だとあてになりませんので、ここ5年間ぐらいに終わっている事業で、実は、最初が幾らで、最後が結局幾らになったよっていうことで、まだちょっと途中ですけども、そういうのもやりました。

やはり、ちょっと今ここで数字を出すのは差し控えたいと思うのですが、やっぱり確実に人件費が上がってきている、資材も上がってきている、当初の設計の折には、一般的なやり方なりですね工法でスタートして、現場に入る時になると、詳細な調査設計をしていくこういうプロセスだと、やっぱりここで増えてくる部分もある、こちらの事象も含めてあるということで、そういうデータを整理して、これをどう反映させていこうかというのを、これからですね、来年の審査を受けるまでに、簡単に言うたら、大体平均額ぐらいは、物価なり人件費が上がっていく見込みがあれば、最初にその分は一定見込んでおくとかですね、そこは少し勉強させていただきまして、次回からは、そういうのを反映させたことで、事業を進めていきたいというふうには考えております。

(委員長)

はい。その辺りも含めて、またご説明いただけるということのようですが、その他よろしいでしょうか。

あと私から1点ですけども、この文章の4ページの最後の方にも書いてありますけれども、「事業の円滑な進捗を図れるように、計画的な事業執行を図れるよう、予算確保に努めます。」というところで予算確保に努めるのは、結局、お金がつかないことには、もうやっぱり難しいのかというふうにも読めるのですけど。

もちろん問題は簡単じゃないのですけれども、やっぱりお金がないから駄目だっていうのは、それはその通りだとは思いますが、何かこう無駄なところを削るとか、余分なところを削るとか、そのあとはやり方の工法、工法とか、何か新しい工夫を取り入れるとか、このお金がないからやっぱり駄目でしょうと言われると、そうですかと思ってしまうのですけども、ただやっぱり、そこをこう新しい工夫みたいなものは何かできないものでしょうか。その辺りいかがですか。

(道路整備担当次長)

そうですね。お金がないというかですね、できたら我々が普段やっているのは、例えば来年度予算をある程度確保したら、開通するだろうと。

ところが、普通に配分すると、例えば1億円配分したら開通するであろうというところですが、配分していくと、7,000万円しかどうしてもつけられないと。

こういったときには、その整備効果を早く出すために、予算をある程度そこにシフトして重点化して、なるべく県民の皆さんにサービスを早く供給できるようにということはやっております。

その事業の中で、なるべく、コスト縮減、今年の審査でも、審査をいただいた件でもあるんですけど例えば、土なんかをなるべく流用するようなこと、これは買ってくることを思ったら、出てくる土をなるべく活用する。

ただ、そのまま使えるかどうかというのはあるのですけれども、そういうようなコスト縮減なり、或いは将来的にお金がかかってこないように広い目で見たと、長い目で見たとときに、例えば法面については、最初からコンクリートを張っておくとかですね、土のまま残さずに、あるいは歩道と車道の境界にあるブロックのところから、よく草が出てきますので、草が生えてこないようにシートを下にかぶせておくとかですね。

そういう広い目で見たとときに、ここはさせていただいておりますけれども。

この現場は、本当は、1億円かかるのだけれども、何とか8,000万円でできないのかっていうと、なかなか、一概には難しい部分もあります。

広い目で見て、経済的になるような、合理的になるようなことを、今後とも続けていきたいというふうに思っております。

(委員長)

はい。

いろいろ工夫を考えることも、大事だと思いますので、またぜひお願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。

(委員)

はい。ご説明ありがとうございます。

先ほどの、もう少しで完成するという事業に、優先的に、例えば限られた予算であればシフトするというようなことをご説明いただいて、それを非常に効率のよいというか、重要な、そういう優先順位をつけていかないと、終わるものも終わらないのだろうと思う反面、山間地域のもう何十年もかけて作っているような道路が、何かそれだと、どんどん完成が後回しになってしまうような気がするのですけれども、その辺りというのはどういうふうになっているのでしょうか。

(道路整備担当次長)

非常にお答えしにくいご質問なのですが、予算の全体額自体は、それほど拡大していくわけでもないのですが、最近よく言っております、今年までは国土強靱化、防災・減災、国土強靱化3ヵ年対策ということで、新聞報道とかで、よく見られると思うのですが、本年度補正予算では、今度は5ヵ年加速化対策というので総額15兆円という話もあるのですが、我々としてはそういう予算を、外枠ではないのですが、外枠の予算を確保して、この5年間でできるところは重点的にやっていく。

先生がおっしゃられるように、山間部で10年も15年もやっているところは進まないという部分もあるかと思いますが、その辺りのスピードが落ちないように、考えていかないといけないというふうに考えております。

(委員)

ちょっと突拍子もない話をしますけれども、ある都市開発の研究会があって、この自動車社会がこれから、どうなっていくかということを話しています。

いろいろな未来学者がたくさんいて、空飛ぶ車が出来ますよとか、ドローン、1人ドローンというのができますとか、或いはトヨタさんとか、今やってらっしゃいますけれども、いわゆる自動運転化、ソ

フトバンクさんと組んでやっているような、ああいうのが結構早くできるかもしれない。

アップルでは、今、車もう作るっていう話もありますし、そうすると、かなり道路事情が変わってくる。

どう変わるのかというと、これは本当かどうかわかりません。

高速道路は1車線でいいそうです。

みんな数珠つなぎで走ればいいので、いらぬそうです。町の駐車場もAIがやるから、もっと少なくて済むのだそうです。

地方の道路は、2車線交互通行できなくてもいいらしいです。

それは、非常に乱暴な議論ですから、参考にそれでも、未来そうなるのかもしれません。

電話で、スマホで、迎えに来てっていうと、自動で車が来るわけですから、別に対向車線、事故もないわけです。事故を無くすためにやっているわけですから。

というような話があります

ただ、もう一つ私がこれをやっていて、感じることは、緊急避難対策等のことですが、これはいわゆるB/Cには、含まれていないですね。

今、マニュアルの中では、含まれていない。でも、三重県では、やっぱり大事だと思う。

見てみますと、今の基準だと、B/C1以上を超えて、なお且つ緊急道路が、重要性があれば、かなり優先度が高くなるのはわかるのですが、やっぱりそのB/Cが1を下回っても、緊急道路はつくらなきゃいけないっていう状況もあるかもしれません。

その時に、やっぱり三重県として、緊急輸送道路について、これはB/Cの中に無いものですから、かなり明確に、どの程度優先するんだというような、B/Cのマニュアルに対応できるようなですね。

何か無いとですね、いろいろ道路のマニュアルも、環境保全だとかいろいろ入っているのはたくさんあって、それは国土交通省でも、考えておられるというふうには聞いているのですが、そのなかなか待っていてもしょうがないと思いますので、できればそういう、例えば緊急輸送道路については、このぐらいの、なんかもの見方をするみたいですね、統一的な見方の中で、事業評価できるようにしていただくと、いいのではないかとこのように感じています。

(委員長)

はい。コメントありますか。

(道路整備担当次長)

今、ご意見をいただいたような、時間が短くなるとかですね、ガソリン代が安くなるとか、そういう資料だけじゃなくて、先生がおっしゃられたように、そういう資料も入れて、道路の重要性、特に緊急輸送道路の重要性を、少しアピール、数値で表した方が、そういうご意見は非常にありがたい意見でございますので、またそういう機会が、あれば研究してみたいですけれども、何しろ、評価方法が全国統一バージョンでございまして、三重県だけ、あまりさわることもできないというふうに思っております。

ちなみに今、三重県緊急輸送道路で県管理では、193路線、1,100kmほどございまして、未改良も若干ございますので、そこも、今一生懸命整備を進めているところでございます。

また、ご意見、貴重なご意見ありがとうございます。

(委員長)

マニュアルに手を加えるのは、大変ですけども、こういうプレゼンの場では、また、それはそれで活用できるかと思います。

他はよろしいでしょうか。

ではその他ないようでしたら、道路事業につきましては、ここまでといたします。

次は、広域河川改修事業に移りたいと思いますので、お願いします。

はい、では広域河川改修事業につきまして、では説明の方お願いします。

【広域河川改修事業 再評価】

(流域整備担当次長)

県土整備部流域整備分野担当次長の西澤でございます。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。

資料の方は、5ページをお開きください。

広域河川改修事業の対応方針ということでございます。

今年度につきましては、再評価の対象事業といたしまして、広域河川改修事業のいずれも2級河川の、朝明川、志登茂川、相川、志原川についてご審議をいただきました。

委員会の意見ということでございますが、10月に開催されました委員会における審査の結果、いずれの4河川につきましても「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただいております。

3番、まず河川改修事業の背景でございます。

三重県は日本でも有数の多雨地域であり、近年では平成23年の紀伊半島大水害や平成29年の台風第21号及び令和元年の北勢豪雨などにより、県内各地で浸水被害が発生しています。また、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など全国各地で集中豪雨による甚大な被害が発生している状況です。

しかしながら、三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は令和元年度末時点で約39.6%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれているところでございます。

このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘り下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施していきます。

再評価対象事業の対応方針でございますけれども、事業継続の妥当性が認められたことから、浸水被害軽減を目指して事業を継続して実施していきたいと考えております。

6ページでございます。

対応方針としての、事業の課題でございます。河川改修事業は、河積の拡大などにより、治水安全度を向上させることを目的としています。しかしながら、今回再評価の対象となりました4河川については、いずれもネック点となる橋梁や水門等の河川横断構造物を改築する必要がありまして、これには莫大な事業費と時間を要します。このため、早期に治水効果を発揮できるよう整備手順を検討しながら事業に取り組んでいくということが必要と考えております。

また、気候変動の影響により、近年水害が頻発化・激甚化する中で、水害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に水災害対策に取り組む社会を構築することが必要となってきております。

最後に課題の解決方針でございます。

現在、河川改修事業は、概ね30年間で整備する内容を取りまとめました「河川整備計画」に基づき事業を実施しており、基本的には、下流から上流に向けて順次整備を行うこととしていますが、上下流の流下能力のバランスを確認しつつ、ネック点となっている中上流部での暫定的な河道掘削の実施、あるいはネック点の解消や、越水が発生した場合でも破堤までの時間を引き延ばすことができる堤防強化の実施等、早期に治水効果が発揮できる対策についても併せて実施していきたいと考えております。また、頻発化・激甚化する水害への対応として、河川管理者等による治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず氾濫区域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して実施する「流域治水」の考え方、これは今年度、国の方も考え方を転換し、これから出ささせていただくということで展開されるわけですが、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる「流域治水プロジェクト」、これで何をやるかということを決めて、現在作成中でございますが、今後流域治水の取組を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

【広域河川改修事業 質疑応答】

(委員長)

はいありがとうございます。

河川改修事業につきまして、今、説明をお聞きしました。

今後の対応方針などを聞きましたけれども、今の説明につきまして、では、委員の皆さんの方から質問意見等お願いします。

(委員)

ご説明ありがとうございます。

最後の方で、ご説明いただいた、流域治水プロジェクトに非常に興味を持ったんですけども、この一つの流域としてとらえてっていうのはおそらく、国の部分も、県の管轄の部分も、市町の部分も併せての流域で考えるのだと思うんですけど、その関係者全員っていうのは、そういう行政の方以外も、いろいろ含まれているんですか？その辺ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

(流域整備担当次長)

今までは、基本的に治水事業をするのは、川の中に洪水の水を閉じ込めるっていうか、閉じ込めて流していくという考え方が基本でありました。

これをですね、溢れた場合のところの、氾濫域であったり、川の中に入ってくる集水域っていうところも含めた全員ということですので、田んぼであったり、ため池であったり、森林保全であったりという、そういった集水域、或いはこの溢れたところでは、溢れたところで被害を少なくするために、二線堤といいまして川が溢れても、もっと高い堤防があるといったところであったり、霞堤、昔からの治水の知恵であった霞堤など、そういったもので保全をするといったこと、或いは、先ほど行政だけかどうかという、行政以外もですね、民間の、今までは、都会の方でされていたんですけども、民間の施設を開発する時に、貯留施設をあわせて作っておく。東京ドームの貯留施設が、地下にあるというところ

を、もう都会だけじゃなくて、全国展開していく。

そういったことで、いろいろ今国から示されているのは、大きく3つございまして、これまでは従前通りの治水と申しますか氾濫を防ぐという事前防災の推進、それから、先ほど言いました被害を減少させるというようなことで、二線堤であったりという土地の規制というのも入ってきます。

3つ目としては、被害を早期に復旧できる、そういった合計3つの観点から示されておりまして、これから具体的な一つ一つの制度と申しますか、新たな治水対策が展開されるということでございまして、河川管理者以外の土地の方であったり、農林の方であったり、はたまた企業の方や、厚労省、経産省の方であったり、いろんな方々に協力いただきながら治水事業を進めていくということでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

はいよろしいですか。その他はいかがでしょうか。

(委員)

今のにちょっと関連してなんですけど、今ある河川計画自体を、これに順次シフトすると、ものすごく大きく変わる方向になると思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

(流域整備担当次長)

私が聞いてますのは、基本的には今までの計画を、推進していく。

ただ、先ほど言われております地球温暖化による洪水と申しますか、その頻発化、激甚化っていうのは言われておりますので、これも一つ、新たな方向転換なんですけれども、今まで治水事業は、過去の雨について評価をして、それを確率評価してやってきたと。

今後は、道路のように将来の予測を見据えて、地球温暖化で2度上昇する、或いは温度上昇する、そういったものを踏まえて、今の計画の流量を担保するといったことで、これは非常に長いスパンの考え方でありますけれども、そういった川の事業は、あくまでも進めていくということになります。

それと、プラスして、超過洪水と申しますか、どんどん温暖化が進みますから、合わせて、河川管理者も頑張るけれども、他の方々にも頑張ってもらう、そういったプラスアルファのことというように考えていただければと思います。

(委員)

そのあたり、地域の方と連携とりながら、多分、本来は川まっすぐ流れてなかったのが、無理やりに流れてるんで、雨降りすぎると溢れるので、そのあたりも含めて、今後いろいろご検討いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(委員長)

はい。その辺りも、またよろしくお願ひしたいというところです。

その他はいかがでしょうか。

参考までにといいますか、これ質問ですけど5ページに書いてあります三重県の河川整備率は39.6%は全国的にも低いという、全国平均は、もっとかなり高いんですか。

(流域整備担当次長)

公表はされていないので、よくわからないんですけども、よくいわれる国が管理している区間、一級河川の堤防で、そのちゃんとした堤防ができてるっていうのが6割から7割ぐらいというふうに聞いてます。

三重県の場合は、主にやっぱり、もっと小さな中小河川が多いですので、管理する延長も、すごく長いので、わかりませんが、全国は大体50%未満ぐらいかなというふうに、私どもは思っていて、1割ぐらい低いのかなというふうに思っています。

(委員長)

ただそれは要するに川そのものが、川の数が多い。
地形的に中小河川が多いので、県が管理するところが多いというご説明ですか。

(流域整備担当次長)

数も三重県の場合、海岸線が非常に長いので、出てくる川も非常に多いということで2級河川の数も結構多いんです。

それともう一つは、海岸線が長いということは、そこに道路なり、鉄道なりがありますので、それがネックとなっているのを解消するには非常にお金がかかるということで、鉄道橋と国道橋を改築するには非常にお金がかかるので、当然、他のところにもあるということで、やっぱり地形的な影響が結構あるというふうに思っておりまして、結構、今日の説明でもお話しさせてもらっている河川改修は、堤防だけ改修するんじゃなくて、ネック点の横断構造物を改築するというのに、非常に三重県の河川改修としてお金を使ってやっているということでございます。

(委員長)

はい。そういう事情がありますと、川もお金がかかるし、海岸線長いですからね、海の方もまたお金がかかるのでしょうか。

他のご意見などいかがでしょうか？

では特にないようでしたら、その次に移りたいと思います。次に、企業庁の対応方針について説明をお聞きしたいと思います。

(説明者入替)

【企業庁】

【水道施設整備事業 再評価】

(水道事業課長)

企業庁水道事業課長 東海です。どうぞよろしくお願いたします。

私の方からは水道施設整備事業 北中勢水道用水供給事業の対応方針についてご説明させていただきます。座らせていただきます。資料につきまして10ページをご覧ください。

まず1番です。再評価審査対象事業につきましては、水道施設整備事業 北中勢水道用水供給事業でございます。

2番 委員会意見でございます。

第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、14番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて「今後の水道用水供給事業の方向性について、県と市町との役割分担も含めて総合的に検討されたい。」との意見をいただきました。

3番 水道施設整備事業の背景です。

水道用水供給事業は、市町から水道の広域的な整備の要請を受け、三重県が圏域ごとに策定した広域的水道整備計画において根幹的施設として位置づけられたもので、ライフラインの確保、危機管理面などの公的関与の必要性から、県営で事業を運営しております。

北中勢水道用水供給事業は、北部広域圏広域的水道整備計画に基づき、長良川河口堰に水源を求め、北勢地域の4市4町と中勢地域の2市を対象に施設整備を行っております。

計画区域における水需要は減少傾向にあるものの、市町が抱える自己水源の能力低下や渇水、災害リスクへの備え等に対応するため、今後も水道用水供給事業の果たす役割は重要であると考えております。

4番 事業の対応方針でございます。

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、浄水場の整備や取水・導水施設の整備に向けて、計画的に事業進捗を図ることとし、事業を継続して実施してまいりたいと考えております。

5番 事業への対応方針、5-1 事業の課題でございます。

人口減少に伴う水需要の減少により、県下の水道事業では厳しい経営環境が見込まれる中、効率的で健全な事業運営による「安全・安定」供給を実現していくことが求められており、今後の水道用水供給事業の方向性については、本県における水道事業の基盤強化に向けて、総合的に検討していく必要がございます。

また、本事業における取水・導水施設の整備にあたりましては、綿密な事前調整が必要であり、受水市町や地元関係機関との連携を密にしていく必要がございます。

5-2 課題の解決方針でございます。

今後の水道用水供給事業の方向性につきましては、水道法の改正により、県（地域連携部及び環境生活部）が設置した「水道事業基盤強化協議会」に企業庁も参画いたしまして、本県における水道事業の基盤強化の推進を図るため、関係市町とともに広域連携に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業における今後の施設整備につきましては、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、計画的かつ効率的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【水道施設整備事業 質疑応答】

（委員長）

はい。ありがとうございます。水道施設整備事業につきまして、今、今後の対応方針等を聞きました。委員の皆さん、ご意見ご質問等お願いします。

（委員）

これ、先ほど下水道の中でもお話させていただいたんですけど、今後のことも書かれていますけれども、人口減少の中で人が減ってきているというのが、一つの大きな問題点、ポイントだと思うんですけど、その中で利用する方が減ってきている、だけど、特に水道事業などはどこにもあるので、それをどのようにうまく位置付けて事業化していくかっていうところが、大変重要だとは思いますが。

先を見越したときには、増えてくる見込みがないと思うのですが、そういうところで、今後どういう方策が考えられる、ここに挙げているのも含めて、ちょっと伺いたいと思います。

（水道事業課長）

令和元年10月1日に水道法が改正されました。

その1年前の12月末ぐらいには、水道が民営化されるとかって言って、だいぶマスコミにもぎわっていたということ、覚えてみえるのかと思います。

今回の水道法の改正につきましては、先ほど言われたようにですね、人口減少に伴う水需要が下がってきているとか、水道施設が老朽化してきて更新していかないといけないとか、ベテラン職員が大量に退職していくとか、そのような大きな課題が、いっぱいあるところで、水道法の目的が、広域的な整備から、水道の基盤を強化するというように、目的まで変えるような大きな法の改正があったというところでございます。

今回の、この改正水道法では、広域連携の推進とか、民間委託とか、民営化とか、そんな話も挙げられているというところでございまして、広域連携の中には、都道府県、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が示されているというところでございまして、三重県では、環境生活部がその役割を担っているところでございます。

また併せて厚労省と総務省からは各都道府県に対しまして、広域化の推進方針ですとか、当面の具体的な取り組みの内容を定めよということで、水道広域化策定プラン、これを令和4年度末までに策定するように、要請がされているというところでございます。

環境生活部の方でも、広域連携を推進する具体的な取り組みとして、昨年度から、県内の29市町と企

業庁も含めまして、(先ほどのところにも書いてございますけれども)、水道事業基盤強化協議会というのを設けているというところで、広域連携の可能性の検討を進めていくというところがございますので、当庁も一水道事業者として、そこで一緒に考えていくことになると考えております。

(委員)

ありがとうございます。

大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

(委員長)

はい、その他、委員の皆さんいかがでしょうか。

では、その他、特に無いようでしたら、では企業庁の取り組みはここまでといたします。

【委員全体意見】

(委員長)

これまで各種の事業につきまして、ご説明いただきましたが、全体を通して見て、少し戻ってもらっても、構わないと思うんですが、委員の皆さんから、この場で言っておきたいこと、意見や要望などありましたら、いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

(委員)

すいません。

さっきからずっとお話をさせていただいてるんですけども、多分日本の国が、大きく変わる節目になっていると思うんです。

コロナも含めて、少子高齢化も進んできている中で、県が、先ほどの水道事業の話も、河川事業の話も全部そうですけど新しい方向性で動き出そうという、何かそういう、方向性に変わってきてるので、ぜひともですね、先んじてじゃないですけども、そういうことを念頭に置きながら、県の中で、最善の方向性を見て、ぶれることがないような形で、進んでいっていただいたらなあと思います。

そのためには多分、職員の皆さん、いろいろ大変なことが、多いと思いますけども、ぜひとも、そういうのをお願いしたいなと県民の1人として思います。

(委員長)

はい。そういうご意見もまた踏まえていただきたいというところです。

委員の皆さん、他はよろしいでしょうか。

【委員長所見】

(委員長)

はい、では、本年度の再評価及び事後評価の今後の対応方針を、ざっと一通りお聞きしました。

最後にといいますか、私から委員長としての感想を述べるという、そういうシナリオになっております。

委員長として所見といいますか、少しまとめて述べておきたいと思いますが、今年度の今回は、第5回目ですから、今年度の委員会を振り返ってみて、なおかつ、過去数年分、ちょっと、思い出してみると、まず1点評価できるのは、やっぱりプレゼンの工夫が、年々良くなってるように思います。

昔々は良くなかったとは言いませんが、いろいろ新たな工夫が出てきたんじゃないかと思います。

例えば前にもいろいろ話題になりました、工費が、お金がですね途中で増えた経緯を、もうちょっと説明してくださいというような、何といいますか、結果がこうだと言われても、そうですかと、それで終わってしまうので、それだけじゃないプロセスを示すというか、県の仕事を進める上でこのようにやってきた、こういうことが生じたそれで計画が変わった、というようなこの場でプロセスを示していただく。

それによって我々が、情報を共有できるっていうのが、そういう新たな工夫が盛り込まれたのは、私としても、すごくよかったというか、それは評価できるんじゃないかと考えておりますので、また今後ともぜひお願いしたいと思います。

ただ、注文もあることはあるんですが、やっぱり1つ2つ、常日頃からというか、いろいろ気になるところもありまして、

1つ目はやっぱりこの場では、ハード面の話がどうしても中心になりますので、ただ、ものを作るのが最終目的かというそれは多分そうではなくて、インフラを作るっていうのは、大事なんですけどもやっぱりそれによって、県民が何かいいことがあるわけですね。

県民の生活が何かよくなるはずだということで、ものを作るというのは、だから、目に見えるものは、わかりやすいんだけど、結局それを通して、三重県民が何か豊かになる、生活がよくなるんだという、それを目指してやってるわけでしょうから、ある意味、私、繰り返し言ってますけどハードとソフトの二つってのは結局繋がっているんだと思います。

だから、この場でも、ものづくりというのは、中心ではあるけども、では、地元の人の意向はどうですかとか、それはもう、毎回毎回議論がありました。

結局ハードの話題とソフトの話題というのは、もう、いずれにしても繋がっているという、その人々の生活は、人々の満足感といいますか、それは結局どうなるんだろうかそれはどう良くなるんだろうかっていうのが、その辺りが、やっぱり大事なところなのかなと改めて考えております。

最後にもう1点ですがこれも先ほど出てきた話とほぼ重なります。

行政の立場から見た場合の皆様のとらえ方というか、県の職員の皆さんは、その道のプロでは、もちろんプロなんですけれども、ただ、県民、一般県民が見る見方っていうのは、実は違うのかもしれないという、県道の一部で、そこに家があって人が住んでるんだけど、5年経って、これぐらいしか道路が伸びなかったのかとか、10年たってこれですかというのはやっぱり、やっぱりそれはどうしてもそう思うんじゃないかと思います。

でも、それはそれで理由があるんだっていうのは、この場でいろいろ聞きましたけども、審査の結果においても、長期的、早期に事業を進めてくださいというのは、何度も注文をつけてきたところがあり

ますけれども、それは、それでわかるんですが、ただ、それをどう説明できるか、県民の目線というものをどのように取り込んでいくのか行政の見方と県民の見方がずれる、もしずれることがあったらそれはやっぱり不幸なことです、その辺り、そこで生活している人々は、どう見てるんだろうかというのもやっぱり当たり前ではありますけれども、その辺りを踏まえていただきたいなというふうに感じた次第であります。

多少偉そうなことを言いましたが、また次年度以降その辺りを含めて、事業の方進めていただければと思いました。

私としては、以上であります。

それでは、これで本日の議事はここまでということで終了いたします。

後は、事務局の方からどうでしょうか？

【閉会】

(事務局)

はい。

貴重なご意見を、たくさんいただきましてありがとうございます。

これをもちまして令和2年度の第5回三重県公共事業評価審査委員会を終了いたします。

(令和2年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会終了)